

2 / 7 北方領土の日、 2 / 22 竹島の日 2月は日本の領土に思いを致す月

尖閣諸島ははじめ、我が国の領土・領海を守ろう！

特に1月・2月は、「日本の領土」に思いを致す月です！

2月8日は、1855年（安政元年）のこの日に日本とロシアの間で日魯通好条約が調印され、択捉島、国後島、色丹島、歯舞群島の北方四島が日本の領土として確定したことにちなみ、「北方領土の日」と定められています。

また、2月22日は、1905年（明治38年）1月28日に竹島が日本国・島根県に編入されることが閣議決定され、同年のこの日に島根県知事が所属所管を明らかにする告示を行ったことに因み、「竹島の日」と定められています（平成17年に島根県が条例制定）。

また、去る1月14日は、1895年（明治28年）のこの日に尖閣諸島が日本の領土として編入されることが閣議決定されたことに因み、「尖閣諸島開拓の日」と定められています（平成22年に沖縄県石垣市が条例制定）。

このように、特に1月・2月は、我が国の北方領土、竹島、尖閣諸島に因んだ日が多く、国民が思いを致す月です。そして、北方領土・竹島のような奪われた領土を必ず取り戻す、また、尖閣諸島のように奪われかねない領土を守り抜くことの誓いを新たにする月なのです。

今のままでは日本の主権と領土を守れない！

一昨年9月の尖閣諸島沖での中国漁船衝突事件以来、中国の漁業監視船や海洋調査船が同諸島海域の領海にまで侵犯し、また、中国の戦闘機や偵察機が挑発的行為を繰り返すなど、尖閣諸島をめぐる情勢は一層厳しさを増しています。

また、北方領土には、ロシア要人が訪問を繰り返しています。

竹島周辺海域では、韓国が海洋科学基地の建設を推進し、昨年8月には、竹島近くの韓国・鬱陵島を視察するために訪韓した我が国の国会議員の入国まで拒否しています。今のままでは、日本の主権と領土を守ることはできません。

領土・領海を守る法改正の署名にご協力を！

領土・領海をめぐる深刻な事態を打開すべく、一昨年来、尖閣諸島をはじめ我が領土領海を守るための国民署名がスタートし、国民署名は210万を超え、賛同する国会議員は250名を突破しました。

このことを背景に、1月31日の国会で山谷えり子参院議員が、尖閣諸島海域で領海侵犯が続いていることについて政府の姿勢を質しました。野田総理は、「政府としても、周辺海域の情勢の変化に対応し、海上保安庁が担う領海警備を適確に遂行するため今国会に法案を提出する」と明言しました。政府は、今通常国会で領海侵犯などを厳しく取り締まる海上警察権強化の法整備を行うことを明言しています。

この法改正が実現すれば、「領海内を徘徊する外国船舶に迅速に退去を命ずることが可能となる」（野田総理）など、領土・領海を守るうえで大きな一歩を刻むことになり、領土奪還に向けた道が大きく開けます。

この国民署名にご協力をいただきますようお願い致します。

●尖閣諸島を巡る中国の動き〈平成23～24年〉

平成23年 1月2日	尖閣諸島の領有を主張する香港、台湾等の世界6ヶ国の華人団体が「世界華人保釣（釣魚島防衛）連盟」を設立。「日米の沖縄返還協定」調印の6月17日を「釣魚島の日」として毎年活動することを表明。調印40周年の6月17日に、世界中から1000隻の漁船団で尖閣に押し寄せようと呼びかけ、尖閣上陸を目指すことをアピール。
3月2日	中国軍機による日本の領空接近件数が、前年度の1.5倍になっていることが判明。尖閣上空への急接近が顕著となっていると防衛省幹部が指摘。
3月9日	中国の漁業監視船「漁政202」が、尖閣諸島周辺の我が国領海接続水域を航行しているのを発見。「尖閣沖衝突事件」以後、発見されたのは8回目。
3月26日	中国海洋局のヘリが、海上自衛隊護衛艦へ異常接近（東シナ海）。
3月31日	中国政府が、国防白書「2011年の中国の国防」で従来の「領土、領海、領空」の他に、「海洋権益の保護」の戦略目標を掲げ、海軍力強化の方針を改めて表明。
4月1日	東シナ海中部海域にて、中国小型機が海上自衛隊護衛艦に接近飛行。
6月8日 9日	中国海軍の艦船計11隻が沖縄本島と宮古島の間を通過。
8月24日	中国の漁業監視船「漁政31001」「漁政201」が尖閣諸島久場島沖で二度の領海侵犯を行う。中国公船が領海侵犯したのは、衝突事件以来初めて。
9月25日	中国海洋調査船「北斗」が尖閣諸島周辺のEEZ内に現れる。
9月26日	中国の海洋調査船「科学3号」が尖閣諸島久場島沖のEEZ内に現れる。同船は事前通報と異なる海域を調査。
9月26日	中国の漁業監視船2隻が、尖閣諸島付近の接続水域内に現れる。
平成24年 1月3日	「世界華人保釣連盟」の漁船が、尖閣諸島を目指し香港から出航する。だが、香港当局により阻止される。
1月14日	石垣市が「尖閣諸島開拓の日」を祝う中、中国の漁業監視船が尖閣諸島沖の接続水域に現れる。
1月25日	中国民間団体「中国民間保釣連合会」が、尖閣諸島に向けて出港する要員を募っていることが判明。6月には日本への抗議集会も開催予定。

署名内容 領土領海を守るための3つの提言

- ① 尖閣諸島に関し早急に諸島の現地調査を行なうとともに、船舶の安全航行と漁民の安全操業のため、灯台の設置および避難港の整備などに取り組むこと。
- ② 現在、外国漁船による悪質な違法操業が繰り返され、日本の漁場が奪われている。その対策のため関係省庁による警備体制を強化するとともに、領海侵犯を取り締まり直ちに拿捕を可能とする関係法令の整備をはかること。
- ③ 現在、自衛隊には、平時において領土領海を守るべき法的根拠がないため、すみやかに領域警備のための法制度を確立すること。

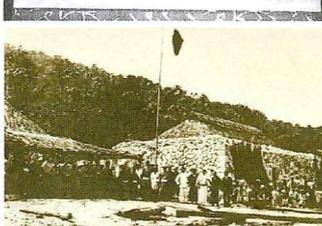
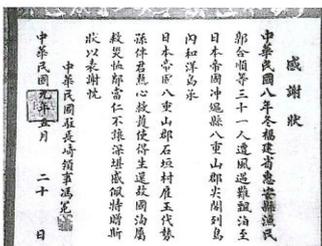


一昨年9月の中国漁船衝突事件について、那覇検察審査会は、平成23年4月18日、「不起訴処分は不当。起訴相当」と議決。その中には次のような証言が記してある。

▼「みずき」乗組員の証言によれば「自分たちも乗組員も漁船に衝突して死んでしまう」「まともに船首が乗組員に当たったら、死んでしまう」等と恐怖やあせりを述べた。巡視船の損傷はおろか、人命を危険にさらす行為であった。▼中国人船長は、自分の船の組員に、「(中国の)漁船が日本に捕まったことはない。撃つてこない」「巡視船に撃つ勇気なんて絶対ない」と述べた。日本領海の警備を軽視し、追跡されても逃走できると考えていた。



写真は、上右から各島の行政管理標識、尖閣沖での漁民救助に対する中華民国からの感謝状、魚釣島で働く人々、盛んなカツオ漁業の様子、下は工場前での記念写真と魚釣島の入港の様子



尖閣諸島は、明治28年1月14日わが国領土に編入され、多くの日本人の手で開発、一時は200名を超える人達がカツオ工場に従事していました。戦後は、米軍の管轄下にありましたが、沖縄とともに日本に返還され今日に至っています。

**写真が証明する。
尖閣諸島は
日本固有の領土だ！**

「尖閣諸島をはじめ我が領土・領海を守る全国署名活動」にご協力下さい

◎お問合せ先 日本青年協議会・日本協議会 [電話] 03-3476-5711 (代表)